

おしごとのごみ 説明会

～産業廃棄物処理のキホン～

さいたま市環境局資源循環推進部

産業廃棄物指導課 指導係

1. 産業廃棄物って何だろう？

産業廃棄物のイメージ...

産業廃棄物が関係するのは
特別な業種だけでしょ？

産業廃棄物って
良く聞くけど、
一体なんなんだろう？

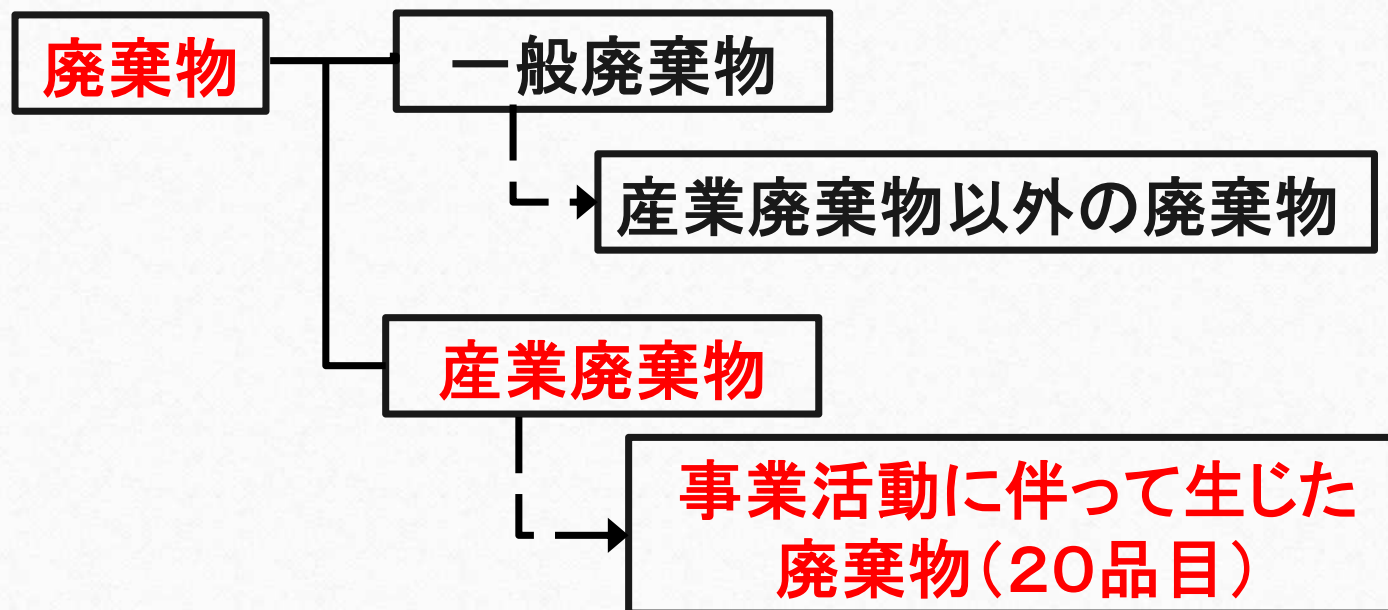
うちの会社からは
家のごみと同じような
ごみしか出ないんだけど...



ほんの少量だし、
捨て方がわからないよ...

廃棄物とは？（廃棄物処理法の記載）

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。（廃棄物処理法第2条）



産業廃棄物は、仕事から出るごみのうち法律で定められた

20品目

※20品目のうち、7品目は業種が限られている



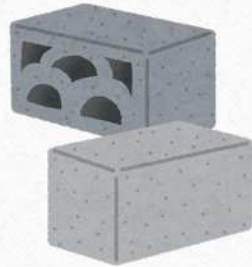
ということは…

- ・業種が限られていない品目は、**すべての仕事**から出るごみが該当する
- ・**事業系一般廃棄物**は仕事から出たごみのうち、**産業廃棄物を除いたもの**

どれが産業廃棄物だと思いますか？



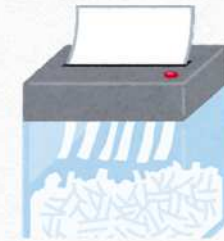
①使えなくなったプラスチック製品



②コンクリートブロック



③駐車場の植え込みを伐採した枝



④シュレッダーした紙



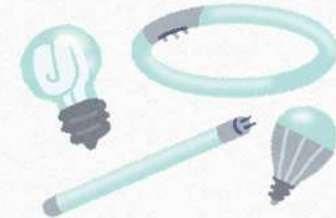
⑤使わなくなったACアダプタ



⑥事務所で食べたお弁当のごみ



⑦乾電池



⑧蛍光灯

仕事のごみを正しく分けるために、産業廃棄物を知ろう！

	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの(業種限定無し)	(1) 燃え殻	廃棄物焼却灰、炉清掃排出物 等
	(2) 汚泥	ビルピット汚泥、グリストラップ汚泥、建設汚泥 等
	(3) 廃油	給食室などの揚げ油、動植物性油、絶縁油 等
	(4) 廃酸	廃硫酸、写真定着廃液などのすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	アンモニア廃液、写真現像廃液などすべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	ビニール製品、発泡スチロール、プラスチック製品、合成ゴム製品、合成繊維、廃タイヤ 等
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄くず、銅線くず、食用缶等の金属製のもの
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、陶磁器類、レンガくず、廃石膏ボード、製造過程から生ずるコンクリートくず 等
	(10) 鉱さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、鋳物廃砂 等
	(11) がれき類	工作物の新築・改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片 等
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設等において発生するばいじんを集じん機で集められたもの

仕事のごみを正しく分けるために、産業廃棄物を知ろう！

	種類	具体的な例
排出する業種が限られているもの	(13) 紙くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、パルプ・紙・紙加工製造業、出版業、製本業等の事業活動に伴って生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、木製品製造業、物品賃貸業等の事業活動に伴って生じる木くず、貨物の流通に使用したパレット
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、繊維工業の事業活動に伴って生じる繊維くず
	(16) 動物性固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 政令第13号廃棄物	汚泥のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

※産業廃棄物は、ごみを構成している性状で区分されます

産業廃棄物ってそんなに種類がたくさんあるの？！
多すぎて覚えられないよ…

⇒覚え方のポイント！

- ①基本的に『燃えないごみ』は『産業廃棄物』です。
- ②業種限定の品目については、自分のお仕事に関係するものを覚えましょう。

判別が難しい場合は、
さいたま市産業廃棄物指導課に聞いてください。

TEL：048-829-1607



それでは
改めて

どれが産業廃棄物だと思いますか？



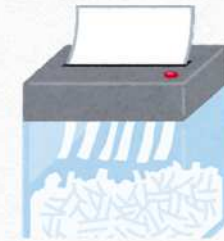
①使えなくなった
プラスチック製品



②コンクリートブロック



③駐車場の植え込みを
伐採した枝



④シュレッダーした紙



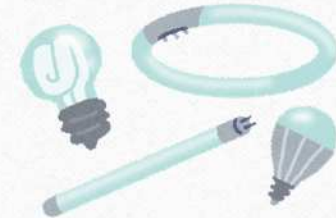
⑤使わなくなった
ACアダプタ



⑥事務所で食べた
お弁当のごみ



⑦乾電池

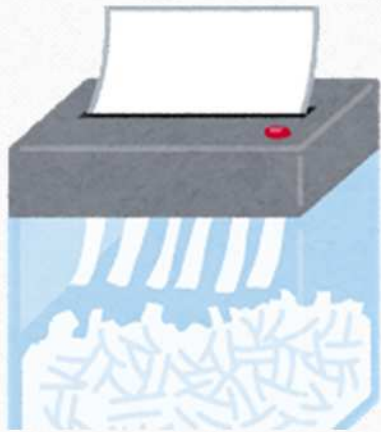


⑧蛍光灯

それでは
改めて

どれが産業廃棄物だと思いますか？

④シュレッダーした紙



材質は『紙』⇒『紙くず』



『紙くず』は業種によっては『産業廃棄物』



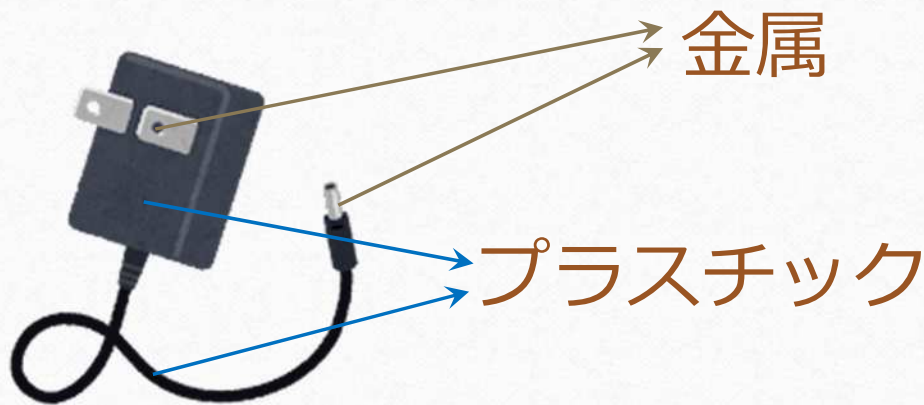
業種は？⇒該当しない

⇒事業系一般廃棄物に該当

それでは
改めて

どれが産業廃棄物だと思いますか？

⑤使わなくなったACアダプタ



- どちらの材質も産業廃棄物

⇒産業廃棄物

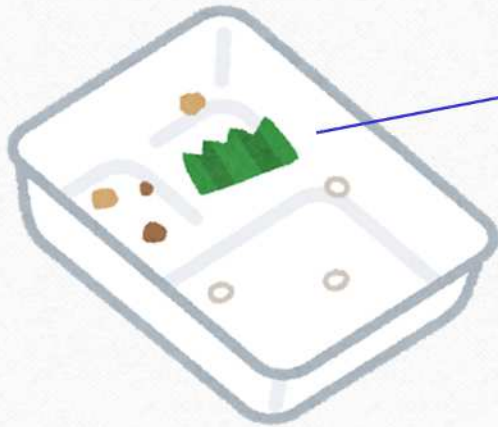
- アダプタの金属とプラスチックは簡単に分離できない

⇒『金属』と『プラスチック』
を取り扱える業者に依頼する

それでは
改めて

どれが産業廃棄物だと思いますか？

⑥ 事務所で食べたお弁当のごみ



・材質はプラスチック
⇒本来は産業廃棄物



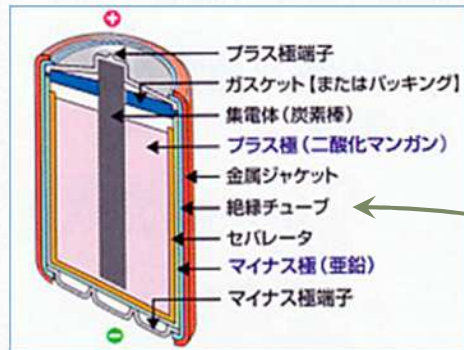
さいたま市では、
社員が食べたお弁当ごみのみ
少量に限り清掃センターで受け入れ可能

※コンビニやスーパーの廃棄のお弁当は、
容器⇒廃プラスチック（産業廃棄物）
中身⇒生ごみ（事業系一般廃棄物）

👉 ここに注意！

たくさん出るけど、処理の判断に迷うごみについて

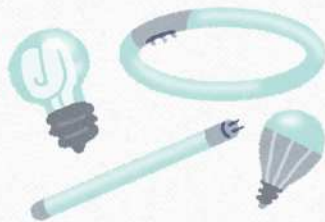
⑦乾電池



出典：一般社団法人電池工業会

- 電池は金属だけではありません！
- マンガン電池の構造はこんなふう
⇒金属、廃プラスチック、汚泥

⑧蛍光灯



- 蛍光灯はガラスと金属とプラスチックでできている
⇒金属、ガラス、廃プラスチックの産業廃棄物（混合）として処分

注意！

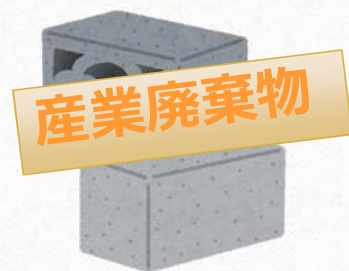
乾電池と蛍光灯には**水銀**が入っていることがあります！
各品目に加えて
水銀含有産業廃棄物
を処理できる業者に
依頼してください。

正解発表

どれが産業廃棄物だと思いますか？



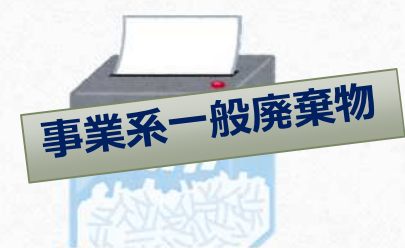
①使えなくなったプラスチック製品



②コンクリートブロック



③駐車場の植え込みを伐採した枝



④シュレッダーした紙



⑤使わなくなったACアダプタ



但し、少量に限り市清掃センターで受入れ可

⑥事務所で食べたお弁当のごみ



⑦乾電池



⑧蛍光灯

3. 産業廃棄物の処理の仕方

産業廃棄物と一般廃棄物の違いがわかった。

でも、産業廃棄物を適正に処理するには、
どうすればいいのかな？

⇒産業廃棄物の処理の仕方をご紹介します！



産業廃棄物の処理の仕方

【初心者向け産業廃棄物処理のキホンより】

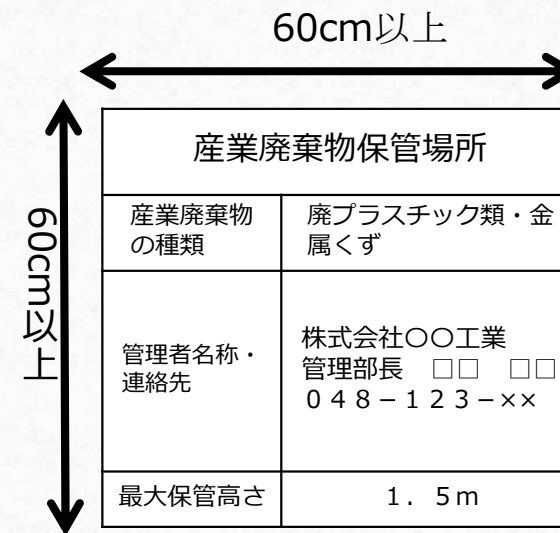
産業廃棄物を排出する際は、以下の4点が必要になります。

- ・ 正しく保管しよう
- ・ 産業廃棄物の許可業者に委託しよう
- ・ 委託契約書は許可業者と書面で結ぼう
- ・ 引き渡すときは必ずマニフェストを交付しよう

産業廃棄物の処理の仕方【正しく保管しよう】

産業廃棄物が運搬されるまでは保管基準があります

- ・ 周囲に囲いが設けられていること
- ・ 見やすい箇所に**掲示板**が設けられていること
- ・ 保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないこと
- ・ ねずみが生息し、その他の害虫が発生しないこと
- ・ 屋外で容器を用いず保管する場合の高さ制限など



産業廃棄物の処理の仕方

【産業廃棄物の許可業者に委託しよう】

産業廃棄物は産業廃棄物処理業の許可業者に委託しましょう

- ・ 産業廃棄物は、市の環境センターへ持ち込んではいけません
- ・ 産業廃棄物処理業の許可には収集運搬業（運ぶ）と処分業（焼却、破碎等）の2つがあります

業者によって扱える産業廃棄物の種類が違います

委託したい種類の許可を持っているか必ず確認しましょう

産業廃棄物の処理の仕方

【産業廃棄物の許可業者に委託しよう】

許可業者は、下記ホームページで探せます。



(一社)埼玉県環境産業振興協会ホームページ
<https://saitama-sanpai.or.jp>

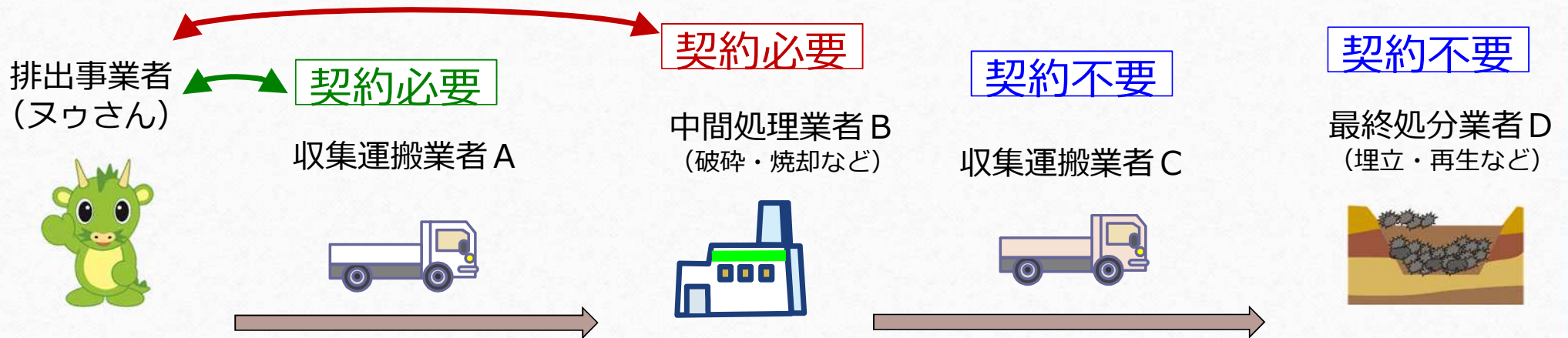


(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
ホームページさんぱいくん
<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>

産業廃棄物の処理の仕方

【委託契約書は許可業者と書面で結ぼう】

- ・ 書面（電子契約でもOK） による委託契約を締結しなくてはなりません。（口約束はダメです）
- ・ この契約は、「排出事業者-収集運搬業者A-中間処理業者B」の三者契約ではなく、「排出事業者-収集運搬業者A」と「排出事業者-中間処理業者B」の二者契約の必要があります。
- ・ また、収集運搬、処分の契約書とも **契約終了から5年間保存** する必要があります。



産業廃棄物の処理の仕方

【委託契約書は許可業者と書面で結ぼう】

記載事項は法律で決まっています。（契約書の共通記載事項）

	記載事項	例
(1)	委託する産業廃棄物の種類及び数量	廃プラ 〇m ³ 、汚泥 〇t（予定数量でもOK）
(2)	委託契約の有効期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(3)	委託者が受託者に支払う料金	〇円/kg、〇円/トラック1台
(4)	受託者の事業の範囲に関する事項	許可範囲、廃棄物の種類などの許可内容
(5)	委託者の有する委託した産業廃棄物の 適正処理のために必要な情報	廃棄物の性状・荷姿（固形状、プラ容器） 腐敗等の性状の変化（揮発、腐敗） 混合等による支障（水を含むと発熱）など
(6)	(5)に変更があった場合の伝達方法	書面、メールなど
(7)	受託業務終了時の委託者の委託者への 報告事項	マニフェストB 2票、D票、E票で報告など
(8)	契約解除時の処理されない産業廃棄物の 取扱いに関する事項	未処理産業廃棄物の取り扱い方法

産業廃棄物の処理の仕方

【委託契約書は許可業者と書面で結ぼう】

運搬委託契約書の記載事項

	記載事項	例
(1)	運搬の最終目的地の所在地	運搬先の処分業者、所在地
(2)	積替え保管をする場合、積替え保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限	積替え保管場所の所在地、廃棄物の種類、保管上限〇m ³
(3)	安定型産業廃棄物を積替え保管する場合、他の廃棄物とを混合することの許否	許可、不許可など

処分委託契約書の記載事項

	記載事項	例
(1)	処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力	処理施設の所在地、再生(再資源化) 〇t/日 など
(2)	処理後に残渣が発生する場合は、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力	最終処分施設の所在地、再生(再資源化)、埋立てなど 〇t/日 など

産業廃棄物の処理の仕方

【委託契約書は許可業者と書面で結ぼう】

契約書には有効期限内の許可証の写しを添付してください。

例 収集運搬の場合

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 101100××××	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	さいたま市浦和区常盤6-4-21
氏名	株式会社さいたま市工業 代表取締役 さいたま 太郎
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。	
さいたま市長 府水 勇 人 印	
許可の年月日	令和 8年 ○月 ×日
許可の有効年月日	令和13年 △月 □日
1. 事業の範囲	
(1) 積替え保管の有無	有・無
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥(#1)(#2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*)(#1)、鋸さい、がれき類(*)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん 以上18種類
(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥(#1)(#2)、廃プラスチック類(#1)、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(#1)、がれき類、ばいじん 以上8種類
※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。	

許可番号

許可の種類

自治体名

有効期限

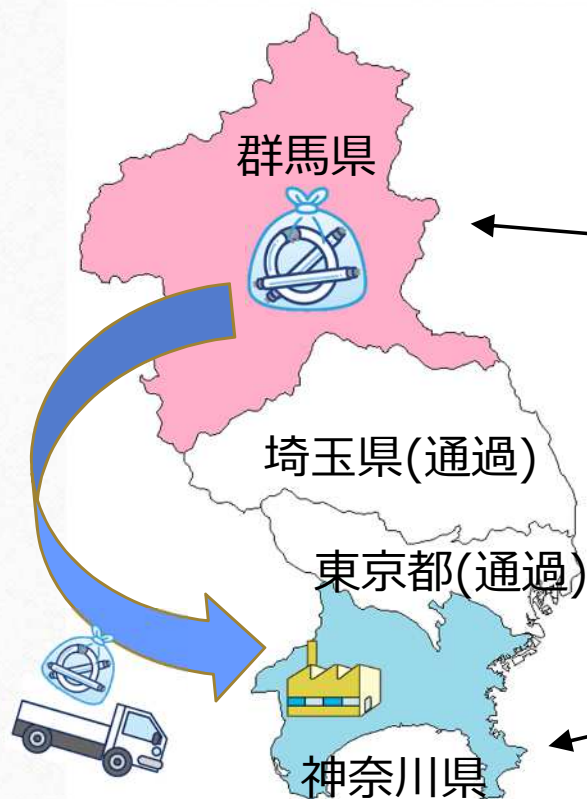
事業の範囲

(取り扱える品目)

産業廃棄物の処理の仕方

【委託契約書は許可業者と書面で結ぼう】

通過する都道府県の許可証は不要



積込先の群馬県の許可証

荷下先の神奈川県の許可証

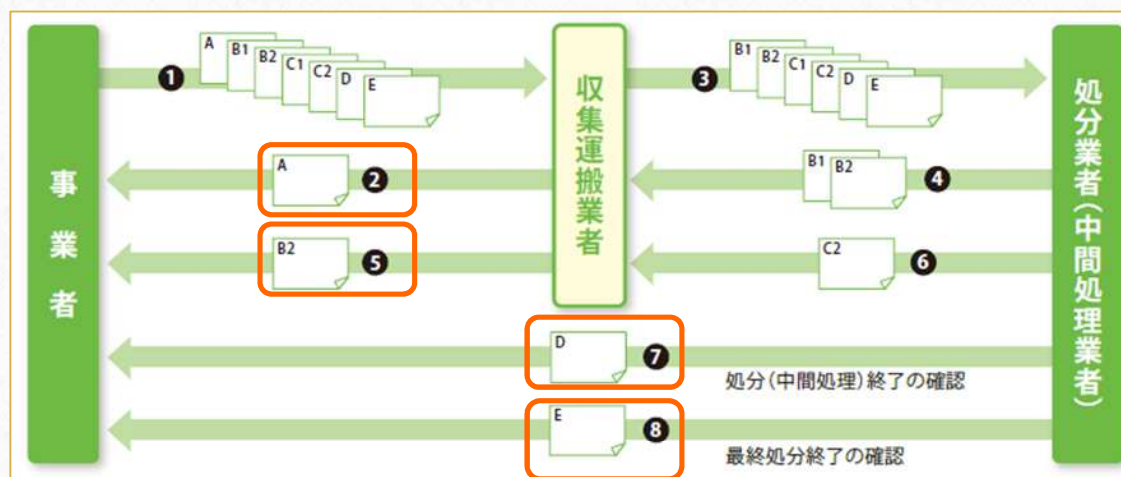
許可証
群馬県知事 印
許可期限
廃棄物の種類

許可証
神奈川県知事 印
許可期限
廃棄物の種類

地図は「Craft MAP」により作成

産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】



廃棄物
引渡し時

① 事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェストの7枚全てを収集運搬業者に交付

運搬終了後

② 事業者は、収集運搬業者の署名が入った[A票]を控えとして受け取って保存

③ 収集運搬業者は、処分業者に[B1・B2・C1・C2・D・E票]を回付

④ 処分業者は、署名後[B1・B2票]を収集運搬業者に返却

⑤ 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に[B2票]を事業者に送付

処分終了後

⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に[C2票]を収集運搬業者に送付

⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に[D票]を事業者に送付

⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に[E票]を事業者に送付

マニフェストの流れ

マニフェストは
5年間保存

出典：京都市「廃棄物の適正処理ガイドブック」

産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

どこを記入するか？

交付年月日 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	交付番号	整理番号	交付担当者																																																
排出事業者		排出事業場																																																	
<table border="1"> <tr> <th>種類(普通産業廃棄物)</th> <th>種類(特別管理産業廃棄物)</th> <th>数量(及び単位)</th> <th>荷姿</th> </tr> <tr> <td>0100 燃えがら</td> <td>7000 引火性廃油</td> <td>(数量)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0200 汚泥</td> <td>7100 強酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0300 廃油</td> <td>7200 強アルカリ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0400 廃紙</td> <td>7300 有害性廃棄物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0500 廃アルカリ</td> <td>7400 廃水銀等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0600 廃プラスチック類</td> <td>7500 廃鉛(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0700 紙くず</td> <td>7600 廃銅(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0800 木くず</td> <td>7700 廃鉄(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0900 繊維くず</td> <td>7800 廃アルカリ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1000 動植物性残さ</td> <td>7900 有害性廃棄物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1100 ゴムくず</td> <td>8000 有害性廃棄物</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				種類(普通産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿	0100 燃えがら	7000 引火性廃油	(数量)		0200 汚泥	7100 強酸(有害)			0300 廃油	7200 強アルカリ			0400 廃紙	7300 有害性廃棄物			0500 廃アルカリ	7400 廃水銀等			0600 廃プラスチック類	7500 廃鉛(有害)			0700 紙くず	7600 廃銅(有害)			0800 木くず	7700 廃鉄(有害)			0900 繊維くず	7800 廃アルカリ			1000 動植物性残さ	7900 有害性廃棄物			1100 ゴムくず	8000 有害性廃棄物		
種類(普通産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿																																																
0100 燃えがら	7000 引火性廃油	(数量)																																																	
0200 汚泥	7100 強酸(有害)																																																		
0300 廃油	7200 強アルカリ																																																		
0400 廃紙	7300 有害性廃棄物																																																		
0500 廃アルカリ	7400 廃水銀等																																																		
0600 廃プラスチック類	7500 廃鉛(有害)																																																		
0700 紙くず	7600 廃銅(有害)																																																		
0800 木くず	7700 廃鉄(有害)																																																		
0900 繊維くず	7800 廃アルカリ																																																		
1000 動植物性残さ	7900 有害性廃棄物																																																		
1100 ゴムくず	8000 有害性廃棄物																																																		
中間処理 <input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 橋渡し記録のとり <input type="checkbox"/> 出搬記録のとり																																																			
最終処分 <input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとり <input type="checkbox"/> 出搬記録のとり																																																			
運搬受託者		運搬先の事業場																																																	
処分受託者		種又は保管																																																	
運搬の発注		数量(及び単位)																																																	
処分発注		最終処分																																																	
最終処分を行った場所		照合確認																																																	

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

数量
重量で無くても良い。
体積、蛍光灯10本 など

産業廃棄物
産業廃棄物の種類、
数量、荷姿、処分方法など

■ 排出事業者が
記載する欄

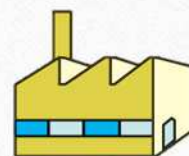
産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

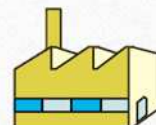
マニフェストを交付するときのルール①

- 産業廃棄物の種類ごと

廃プラスチック
ガラスくず



- 例外(一体不可分の廃棄物)
電池(廃プラスチック類、金属くず、汚泥の混合物)
3枚ではなく1枚でOK



種類(普通の産業廃棄物)	
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず
<input checked="" type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器くず
<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿
<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	

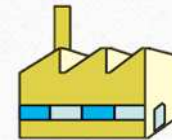
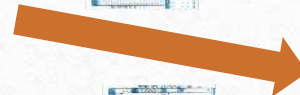
産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

マニフェストを交付するときのルール

・ 排出事業場ごと

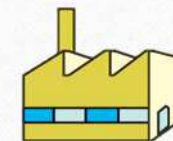
本庁舎



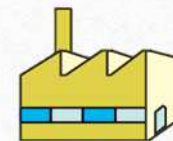
区役所



・ 運搬先ごと



A

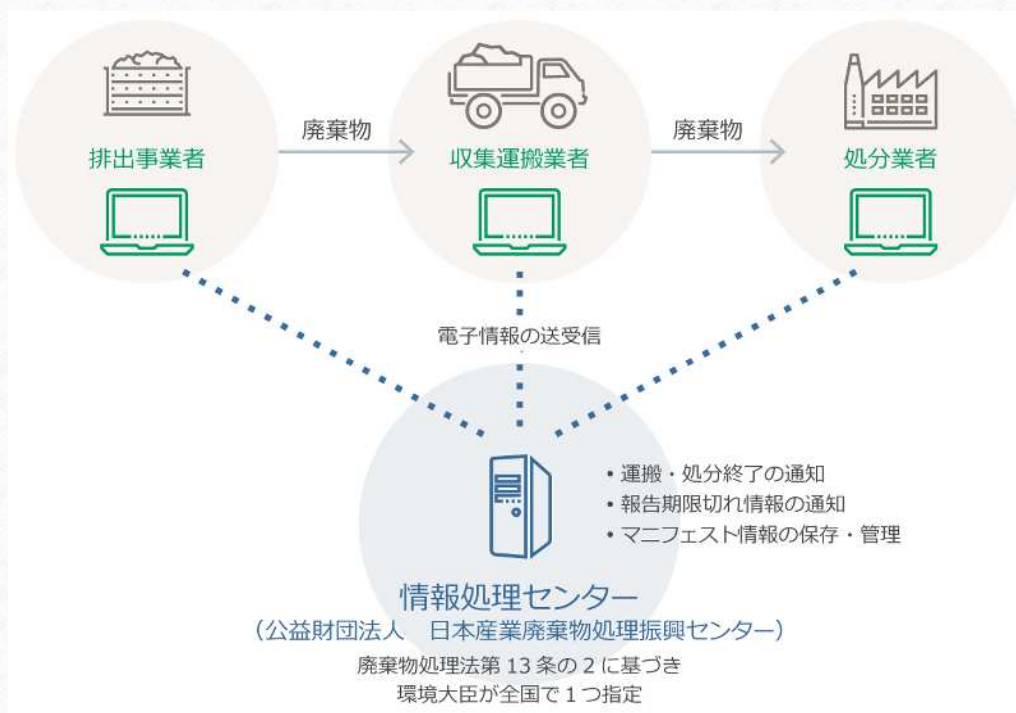


B

産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

時代は電子マニフェスト



産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

電子マニフェストの何が良いのか？

(1)簡単！ 事務処理の効率化

- ・ マニフェストの保存が不要。

(2)しっかり！ 法令の遵守

- ・ 法定事項の入力漏れを防止できる。

(3)確実！ データの透明性

- ・ 常にマニフェスト情報を把握・確認できる。



産業廃棄物の処理の仕方

【引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう】

電子マニフェストの何が良いのか？

(4)産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

紙マニフェストを交付した者は、毎年6月30日までに、前年度のマニフェストの交付状況などを提出しなければならない。（法第12条の3第7項:要約）

様式第三号（第八条の二十七関係）
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和元年度）

さいたま市長 殿

報告者
住 所 埼玉県さいたま市〇〇区常盤1-〇-△
氏 名 (株)さいたま建設 代表取締役 さいたま 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇48-〇〇〇-△△△△

年 月 日

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	(株)さいたま建設 〇〇支店	業 種	総合工事業					
事業場の所在地	さいたま市△△区2-〇-△ 外5件	電話番号	〇48-〇〇〇-〇〇〇〇					
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1 廃プラスチック	20	7	101XXXXXX XX	〇〇運送(株)	埼玉県〇〇市〇〇	11XXXXXXX X	(株)X〇産業	
2 廃プラスチック	10	5	同上	同上	さいたま市△△区〇〇	11XXXXXXX X	(有)〇〇興業	
3 がれき類	150	20	101XXXXXX XX	(有)〇X土木	さいたま市〇〇区△△	11XXXXXXX X	△△工業(株)	
4 がれき類 (石綿含有)	5	2	101XXXXXX XX	〇△環境(株)	〇〇県〇〇市X〇	24XXXXXXX X	(株)△X開発	

電子マニフェストの場合、これが不要になる。

ご清聴
ありがとうございました！

お問い合わせは…

さいたま市環境局

産業廃棄物指導課 048-829-1607